

平成20年12月9日（火）

○議長（中上良隆君）順番9、14番 土井君。

〔14番（土井裕美子君）登壇〕

○14番（土井裕美子君）おはようございます。本日2番目でございます。ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1番目は男女共同参画社会の実現に向けての本市の取り組みについてでございます。

皆さまもご存じのとおり、男女共同参画社会とは男女が性別にかかわらずお互いの人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮し、政治的・経済的・社会的・文化的なあらゆる活動に参画することができる社会のことです。

近年では、社会情勢の変化に伴い、女性の社会進出は目覚しく、今後もより一層男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは重要であると考えます。

しかしながら、歴史的に見ましても、女性差別撤廃の歴史は浅く、国連では1979年に「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」が採択され、国内においても1999年（平成11年）6月に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この基本法では、男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけ、このような社会を実現するために地方自治体に対して施策実施等の責務を課しました。

それらを受け、本市でも1999年（平成11年）1月、市民による調査事業推進委員会を組織し、女性に対する意識調査を実施、同年12月、橋本市女性問題懇話会を設置、2000年（平成12年）7月には女性施策の総合行政を行うた

めの橋本市男女共同参画社会推進会議を設置、2001年（平成13年）3月、はしもと男女共生社会推進行動計画が制定されました。この計画は、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、六つの基本目標とそれぞれの重点課題を挙げ、施策内容を示しております。

また、この行動計画の期間は2010年（平成22年）度までの10年間とし、社会情勢や進捗状況などを考慮して必要に応じて見直しを行うものとしております。男女共同参画社会の実現に向けては、女性自身の意識改革をも含めた市民お一人おひとりへの継続的な啓発活動、そして研修会などが必要と考えております。

そこで、何点か質問をさせていただきます。

①本市における近年の取り組みと具体的施策の進捗状況についてお教えてください。

②現在の女性公務員の登用状況と審議会、委員会等への女性登用率をお教えてください。

また、はしもと男女共生社会推進行動計画の中では、審議会、委員会への女性登用率を平成23年度までに登用率40%としておりますが、目標達成に向けての具体的な取り組みについてはどのようにお考えか、お教えてください。

③女性の活動拠点となる男女共生推進センターの開設や、セクシャルハラスメント、ドメスティックバイオレンス（DV）などの女性相談窓口の開設については、はしもと男女共生社会推進行動計画の中にも具体的施策の中の一つとして挙げられております。今後の取り組みについてお聞かせください。

2番目です。モンスターペアレントと教職員の心のケアについてお尋ねをいたします。

保護者が学校に対して、自己中心的で理不

尽な要求や無理難題を押しつける、いわゆるモンスターペアレントが社会問題化しております。

今年の7月から9月にかけて関西テレビで有名女優を主演に放映されました「モンスターペアレント」というテレビドラマもまだ記憶に新しいと思いますが、このように新聞・テレビ等でも取り上げられております。

そして、教職員や学校単独での解決が困難なケースが増えつつあるため、対応マニュアルや専門家で構成された対策チームを立ち上げた自治体もあります。

そこで、本市においての現況とその対応策についてお聞かせください。

なお、精神的な問題を抱えて休職する教師は全国的にも増え続けているのが現状ですが、本市における教職員の心の健康面での取り組みはどのようになっているのかをお聞かせください。

3番目は、無保険となった中学生以下の子どもの保険証についてでございます。

先ごろ、厚生労働省は国民健康保険（国保）の保険料滞納により、保険証を返還させられ、無保険となった中学生以下の子どもが全国1万8,240世帯、3万2,903人いると発表いたしました。

各自治体は、災害や病気、失業などの特別な事情なく保険料を1年以上滞納した被保険者に対しては、被保険者資格証明証を交付し、申請すれば1、2ヶ月程度で自己負担分を除いた額が返還されることになっております。

しかし、一旦は窓口で全額を払うこととなり、このような状況では病気になっても子どもを医者連れていけないケースもあり、中学生以下の子どもについては早急にきめ細やかな対応が必要であるとされております。

また、9月時点の厚生労働省の全国調査では、保険料滞納世帯は384万5,597世帯で、このう

ち33万742世帯が資格証明証を発行されており、子どもの数はゼロ歳から6歳が5,522人、小学生が1万6,327人、中学生は1万1,054人になると発表いたしました。

この調査結果を受け、厚労省は全国の自治体に子どもが必要な医療を受けられないことがないように緊急的な短期保険証を交付するなどの配慮を求める通知を出したとされておりますが、本市における現状とその後の対応についてお聞かせください。

壇上よりの1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中上良隆君）14番 土井君の一般質問に対する答弁を保留して、45分まで休憩いたします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時46分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

14番 土井君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

○教育長（森本國昭君）土井裕美子議員ご質問の男女共生推進センターの設置等につきましてお答えをいたします。

男女共生社会の実現には、女性自らの意識改革が必要であり、社会・組織の一員であることの自覚と責任を果たしていくことが求められております。

そのためにも、女性の能力開発のための教育訓練や学習機会の提供、相談窓口や情報コーナーをあわせて持った女性の活動の拠点となる男女共生推進センターの開設が必要とされていることは、十分認識しているところでございます。

しかしながら、ご承知のとおりこの厳しい財政状況下においてセンターの設置並びに女性問題を担当する専門職員の配置は現在のところ誠に難しいと考えております。

今後、女性が抱えるさまざまな社会情勢の推移と既存施設の利用を視野に入れ、調査・研究してまいりたいと思います。

次に、セクシャルハラスメントやDVに対する女性相談窓口の開設についてですが、現在、市が受け付けしたDVの相談は年1件あるかないかでございますが、水面下で隠れたケースも数多くあるのではと推察しています。

相談の対応は、市が受けた場合、県の相談機関として位置づけられている伊都振興局健康福祉部保健福祉課、または県の女性相談センターの専門員へ取り次いでおります。

相談内容によっては、命にもかかわる重大な案件にもなりかねませんので、専門家による適切なアドバイスが必要となります。

市に相談窓口をとのおたがいでございますが、先ほどもお答えしましたように、この厳しい財政状況のもと、専門職員の配置は非常に難しい状況ですので、身近な県の相談窓口を利用させていただきたいと思っております。

本市では、女性が抱える問題のことでお困りの方はまずは生涯学習課で、また子どもの虐待を伴うものであれば子ども課でお尋ねいただければ、対応できる専門機関にご紹介もしくは取り次ぎをさせていただきます。

市民の皆さんに対しましては、広報等を通じて相談機関の紹介と担当窓口の周知に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、モンスターペアレントについてお答えをいたします。

1点目の昨今社会問題化している、いわゆるモンスターペアレントの現況とその対応策についてでございますが、子どもたちが集い、

学習する学校の中ではさまざまなトラブルが発生いたします。そのたびに学校ではトラブルを解決する指導を行います。心の豊かな子を育てるために、社会性や協調性、規範意識のある子を育てるために、子どもたちがトラブルを通して学ぶことができるようにしております。それが、教育の不易な役割であると考えています。

しかし、いじめ問題に象徴されるように、子どもの中で発生するトラブルが陰湿、凶悪化する中で、学校で起こるトラブルに対して教師も保護者もナーバスにならざるを得ない状況もあります。いわゆるモンスターペアレントという造語も、そのような子どもの変化の中で使われ始めたものだと考えられます。

モンスターペアレントという言葉は、一般的に学校に対して自己中心的で理不尽な要求を繰り返す保護者を指して使われると思いません。

本市においても、保護者から学校に対して不安や苦情、指導への不満、担任への要求などがありますが、教育委員会が把握する限り必ず理由・原因があつてのことであり、理不尽な要求とは思っておりません。

学校でも、保護者からの苦情や要求は、情報提供であるにとらえ、誠実に対応し、多くの場合学校と保護者の良好な関係の中で解決されております。

しかし、保護者の過度とも思える不安や憤りが学校や担任に向けられるケースもないわけではありません。保護者についても、社会性や人間関係力の育ちの弱さや表現力の不足を感じますが、不安や憤りの原因があつてのことであり、学校・保護者だけで解決が困難なケースにつきましては、教育委員会も加わり解決に当たっております。

さて、解決に当たりながら感じることでございますけれども、攻撃性の強い保護者ほど

子育てへの不安、学校も含めた社会や他者への不信、人間関係の希薄さを課題に持っている場合が多いと思われます。

モンスターペアレントと言われる親たちも、攻撃的に表現せざるを得ない背景があつてのことだと考えると、親が親として成長できる子育てや親育ちの環境を整えることの大事さを痛感しております。

橋本市では、今、その対策として、幼稚園や学校で保護者が集まる機会を利用して、家庭教育に関する学習機会を積極的に促進しております。また、公民館では就園前の乳幼児を持つ親子を対象に、親子が集い、親が親として育つ学びの場や子どもたちが交流し、ともに遊ぶ場を充実させ、親子を孤立させない地域の教育力の高まりをめざして取り組んでおります。

遠い道ではありますが、じっくりと時間をかけて教育のまちづくりを進め、保護者がモンスターペアレントと称されることのないよう努めますので、ご支援のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、教職員の心のケアについてのご質問にお答えいたします。

学校の中で起こる問題は多岐にわたります。教員の子どもへの配慮に欠ける指導による保護者とのトラブル、保護者同士のトラブルへの仲介、いじめや不登校、問題行動への対応、学級崩壊など担任の指導力が問われる問題、そして教員間の人間関係など、教員が大きなストレスを抱えるケースは年々増加しております。また、先ほどからあつた過度の不安や憤りを持つ保護者の存在など、教職員がその対応に膨大な時間を費やし、子どもへの指導に集中できなくなり、教職員自身が体や精神を病んでしまうケースも想定できます。

そういうことのないように橋本市では、次のように対応することにしております。

まず、管理職は教職員の勤務状況を常に把握するように努める。

2番目として、管理職と教員との面談を随時実施し、健康面・精神面での悩みを聞き取る。

3番目、トラブルが生じた場合は、教員1人で対応せず、管理職・生徒指導担当・学年主任等の複数で対応する。また、内容によってはPTA役員とも協議し、学校と保護者の協力体制を整え対応する。

4番目に、いじめや虐待等の問題、保護者の行き過ぎと判断する言動などに苦慮する場合は、臨床心理士やカウンセラー、法的な判断が必要な場合は弁護士に相談し、専門的な立場からの助言を受けるなど、対応ができるようにしております。

また、今年度から家庭教育支援チーム員、またスクールソーシャルワーカー支援員を学校に派遣し、保護者の不安や悩みを聞き取り、学校がより適切な対応ができるよう努めております。教職員と保護者の間に第三者が入ることにより、困難なケースがより専門的で迅速に解決できるのではないかと期待をしております。

学校におきましてはトラブルは避けられませんが、年々保護者からは厳しい意見や要望が寄せられるようになってきてきております。

しかし、子どもの健やかな育ちを保障するためには、学校ができることには限界があります。学校、家庭、地域がそれぞれの役割を自覚し、相互の信頼関係を築きながら、子ども、親、大人がともに育ち合う教育環境を整えてまいりたいと考えますので、ご理解とご支援のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中上良隆君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）本市における男女共同参画社会の実現に向けての取り組み及び

具体的施策の進捗状況のご質問についてですが、平成13年3月に策定した「はしもと男女共生社会推進行動計画」に基づき、平成14年度より担当分野ごとに関係課と推進・調整を行い、職員のアンケート調査や女性人材リストの作成、図書館への男女共生コーナーの設置など啓発や広報を進めてまいりました。それ以降、引き続いて、市の委員会や審議会への女性委員登用促進のための女性人材リスト登録事業、子育て支援に関する学童保育所の開所、ほかにも介護支援における痴呆介護に関する講演会の実施、笑って学ぶ男女共生寄席の共催など、幅広い施策の実施が行われてきました。

次に、現在の女性公務員の登用状況ですが、今年度の一般行政職の管理職は10%、課長補佐級は26%、係長級は35.7%、一般職は16%となっており、一般行政職全体で20.6%となっております。

一方、法律・政令・条例に基づく審議会等は16.1%であり、それ以外の規則・要綱等により設置された審議会等は34.5%の登用率となっており、審議会全体では27.9%でございます。

議員ご指摘のとおり、はしもと男女共生社会推進行動計画において、女性の登用率の目標は40%と定めており、今後も引き続き目標に向かって必要な対策、環境の整備を推進していかなければなりません。そのためには、子育て支援や介護支援等、女性登用を阻んでいるいろいろな社会状況に即した環境づくりを進めていかなければならないと考えます。

今後の具体的な取り組みとしては、はしもと男女共生社会推進行動計画が平成22年度までの計画であり、現状に即した形での変更計画を作成するため、各分野での行動計画の分析と再構築を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（森本健二君）登壇〕

○健康福祉部長（森本健二君）無保険となった中学生以下の子どもの保険証についてですが、中学生以下の子どものいる世帯に資格証明証を発行している現状は、本年8月に国の調査があり、調査時点では8世帯、中学生5人、小学生4人でしたが、調査後に1世帯について社会保険加入の届けがあり、7世帯、中学生4人、小学生3人となっていました。

その後、平成20年10月30日付で厚生労働省保険局国民健康保険課長ほかから「被保険者資格証明書の交付に関しての留意点について」の通知があり、通知の中に、子どものいる世帯についてはきめ細やかな対応が求められるとして、事前通知及び特別事情の把握の徹底を図ることから、可能な限り文書だけではなく個別訪問等により滞納者と接触を図り、実態把握を行うこととされています。

本市においてもこの通知を受け、11月に先ほどの7世帯について個別訪問を実施いたしました。訪問の結果、3世帯は社会保険加入等が判明、2世帯は納付相談により短期者証の発行を行いました。しかし、居住不明の世帯が2世帯、中学生2人、小学生1人があり、この世帯については郵送にて再度通知を出しており、納付相談の機会の確保を図るとともに、相談に応じていただいた場合は、保険証の発行を行いたいと考えております。

また、先ほどの厚生労働省から通知の中で、「緊急的な対応としての短期被保険者証の発行について」として、世帯主が市町村の窓口において、子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況であると考えられること、資格証明証が納付相談の機会を確保することが目的で

あることにかんがみ、緊急的な対応としてその世帯に属する被保険者に対し、速やかな短期被保険者証の交付に努めることとされており、これについても尊重してまいりたいと考えております。

○議長（中上良隆君）14番 土井君、再質問ありますか。

14番 土井君。

○14番（土井裕美子君）大変きめ細やかなご答弁をお三方ともいただきましてありがとうございます。大分時間が長くなってしまいましたけども、まず第1番目の男女共同参画社会の実現に向けてのほうから再質問に入らせていただきます。

平成13年にこういう大変りっぱなこれが先ほどから私が何回も申し上げています、はしもと男女共生社会推進行動計画でございます。読ませていただきましたけれども、基本重点施策とかを書いていただいて、大変すばらしい、これが実現できたら本当にすばらしいなと思いつつ読んでいたんですけども、13年、平成14年、これができた当初は活発に確かに男女共生参画社会に向けて活動及び具体的施策の実施をされております。先ほど、部長もおっしゃっていただいたようにございますけれども、だんだん年がたつにつれてと申しますか。15年、16年、今年は20年なんですけども、17年、18年としりすばみのような状況になっているのではないかなというふうに感じております。

図書館に男女共同参画コーナーが設けられまして、このことに対しては大変評価ができると思っておりますけれども、まだまだそのコーナーにいたしましても本が並んでいるだけであって、他市の情報であるとか、そういうようなものは全くおいていないというのが現実でございますし、まだまだ努力の検討の余地はあるのではないかなというふうに考え

ております。

機構改革がございましたよね。合併をしたということもあるので、平成19年3月までは教育委員会のほうにこの冊子をつくっていたのが、教育委員会の青少年女性課ですかね。青少年女性課のほうがリーダーシップをとって、この冊子をつくっていただいたんですけども、19年3月までは青少年女性課がございました。そこが、女性の施策の窓口と一応なつてずっと動いてこられたわけでございますけれども、今はございません。

生涯教育課の中にもう入り込んでいるというような形でございまして、教育委員会の生涯教育課と。総括的な部分においては、企画経営室のほうに窓口になっておるということとでございますけれども、この男女共同参画ということに関しては、施策的には全部の課をまたがって意識を統一しながら進んでいかないといけない問題であるというふうに思っているんですけども、一体この冊子の中に掲げられているいろいろな目標に向けてのリーダーシップというのは、どちらがとっていらっしゃるのかなということがよく今わからないところがあるんです。

今のような体制で十分にこの重点目標を掲げていらっしゃる事業ができていくのかどうかというところをちょっとお尋ねしたいんですけれども。教育委員会になるか、企画経営室になるか、ちょっとわからないので、その辺のところ。今の状況の体制で十分だと考えていらっしゃるんですか。その辺のところをお聞かせください。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）確かに、議員言われますように、平成13年までの行動計画作成までは教育委員会が中心でございます。行動計画策定のときにつきましても、企画経営室という名前じゃなかったですけど、企画の

ほうも一緒に入ったような状態と聞いております。

それで、この行動計画につきましては、全部署にまたがる実際的なことが書いてございます。そういうことで、全部署にまたがるから、教育委員会の一部署でというのはちょっと難しいんじゃないかということで、実施するのは各部署でございますけれども、進行管理をやっていくのは企画ということで、企画中心にということで今の事務文書の中にも男女共同参画に関することとということで、企画経営室に書いてございます。

そういうことで、13年にできまして、14年、15年というのは各課におろしまして、行動計画の具体的なものを書いていただいて、実施計画なんかを各課ごとに協議して進めておったわけですが、最近すぼんでいるというのは、進行管理がうまくできていないのは確かでございます。ということで、各課のほうでは進めておるわけでございますけれども、それにつきましてもペースが遅くなっている部分もあります。

それで、例えば子育て支援という観点でしたら、学童保育だけじゃなしにゼロ歳児・1歳児保育の拡大なんかもやってございますし、各課のほうで女性が一斉に進出できやすい環境整備につきましては行っているわけでございますけれども、その部分の進行管理が今できていないというのが現状でございます。

そういうことで、きちっとこれだけの掲げることの中でやっていかなということから考えましたら、もう少しちょっとその部分に対する体制づくりを考えていかなければいかなことというのは、考えているところでございます。企画としましても、かなりいろいろな部分がございますので、企画経営室がどうあるべきかということを含めて今後の対応ということに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）14番 土井君。

○14番（土井裕美子君）今後対応していかなくてはならないということでございますけれども、具体的にいつごろからどのように、どのような形でこの男女共同参画社会の実現に向けて行政はもっと積極的に取り組んでいただけるのかなというのは、大変疑問なんです。今のご答弁をお聞きしていても。

つくるまでは大変やったと思いますよ。これ。すごく。これだけの冊子ですので、それぞれ目標を掲げて。つくるまでは、もう私先ほど資料として読ませていただいた中で、取り組みとしてはすばらしいのを幾つかやっていただいていますよね。懇話会を立ち上げて、意識調査をして、市民の方々にですよ。さあ、できたと。いいものができたな。これからスタートしようかというときに、2年ほどで今はどないなっているのやあまりようわからへんぞというような状況になっているんじゃないかなと。各部だけで適当にやっておきなさいよというような印象を受けるわけですね。

社会はすごく状況が変化しておりまして、きのうも同僚議員から女性問題に関するさまざまな質問がございましたけれども、経済不況を含めて失業者、それから派遣社員が首を切られるであるとか、いろいろな形で問題がいろいろ起こってきているわけですが、今こそ女性の労働力というか、女性と男性が、女性だから、男性だからというのはなく、お互いの個性を尊重し合って助け合って補い合いながら助け合いながら、豊かな生活をしていくためによりよい社会を築いていくために協力をし合うべき時期だと思っております。それは皆さん、絶対に感じておられて、実行に移していただいているかと思うんですけれども、やはりまだまだ女性差別とか、いろいろな問題が起きてくるわけですし、朝の

児童相談所の同僚議員のご質問の中にもありましたように、やっぱり女性が子育てをしている中で悩んでいろいろな相談に訪れているとかというような状況もございますので、やっぱり行政がリーダーシップをとって、女性の意識改革をも含めた上で、市民お一人おひとりに啓発活動をもっとしっかりやっていただきたいというふうに考えるんです。男の人もしんどいと思うんですよ。男性もしんどい。でも、女性もしんどい。そのしんどさをお互いわかり合わないと、やっていけないよというような状況があると思いますのでね。

国は、男女共同参画基本計画の中で、21世紀における我が国の最重要課題、最重要課題に挙げているわけですよ。

橋本市は、果たしてこれを最重要課題として認識していただいているのかなと。何かこう端のほうに追いやられて適当に、適当にといい方は失礼ですけども、やっというよというような形になっているんじゃないかなというふうにすごく感じるわけですね。

ですから、しっかりと明確に具体的に目標を掲げていただいて、その目標に向かって窓口を一本化していただいて、音頭をとって旗を振っていただくところはどこかということをはっきりしていただいて、取り組んでいていただきたいと思いますと思うんですけども、機構改革も含めてということでしたが、これからそういう一本化をするという状況の中でどうですかね。していただいけますか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）先ほど言いましたように、進行管理していくのが旗振りはやっぱり企画経営室のほうでございまして。そういうことで、全庁舎にまたがる話がありますので、企画ということで位置づけしているのは確かでございます。

そういうことで、14、15、16とか活発であったんですけど、17、18ぐらいから合併の話が、これは言いわけになりますけど、企画経営室全体が合併のほうにシフトしたような状況でございます。そういうことで、その中でこれが10年間の計画でございまして、総括していかなということもございまして。それで、企画経営室のかなり旗を振らん事業が多岐にまたがっているところが多い中で、企画経営室の体制がどうあるかということ踏まえ、全体ということで、企画経営室がどこまでかかわっていかないと、保健福祉センターなんかもありますし、ほかのことも幼保一元化なんかでもその部署だけでは受けるか受けられんかということもございまして、それらを含めた中で今度の機構改革の中で考えていきたいと。企画経営室のあり方ということを含めて考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（中上良隆君）14番 土井君。

○14番（土井裕美子君）これ、10年間は目安としているので、平成22年度に見直しですよ。

この質問をするに当たっていろいろな市町村を調べさせていただいたんですけども、和歌山県ですごく遅れているんですよ。条例の制定ですね。条例が制定されていないのは、和歌山県だけなんです。ゼロです。ほかの県は、県の中の各自治体は一つだけというところもありますけども、大体条例が制定されております。男女共同参画社会の基本条例というのが制定されておりますが、和歌山県だけの市町村もまだ条例が制定されていないのが現状でございまして、上のほうばかり見ても仕方がないので、私は和歌山県の中で調べさせていただいたんですが、田辺市なんかはインターネットでもこういう田辺市男女共同参画プランというような、大変分



厚いからいいというものじゃないですけども、充実した計画をお持ちでして、平成14年に田辺市の中では、今現在橋本市でしているような生涯学習課で担当していた啓発業務とそれから人権推進課で担当している総括的な業務を一本化されて、そして男女共同参画推進室を設置して、ずっと取り組んでいらっしゃる。平成17年に田辺市も5市町村と合併されましたよね。その合併を機会に、合併後に男女共同参画に関する市民の意識調査を実施されている。実施された上で、平成19年3月に新しくこの男女共同参画プランというのをこさえられて、今これにのっとして大変細かく各課でも毎年報告を出していらっしゃる、そういう状況報告書というのも全部ネットで出てくるんですよ。こういう取り組みをやっぱりされているんですね。

岩出市も、これは平成15年に男女共同参画プランを制定されております。岩出町ですね。そのときは、17年に住民意識調査をされ、平成19年3月にハーモニープランという形で新しく男女共同参画プランを立ち上げられております。

橋本市はまだ10年あるからということで、何もやっていないんですけども、やっぱり社会情勢がどんどん変わってきている中で、まだ10年あるから大丈夫やわという考えではなくて、状況に合わせてどんどん迅速にやっていっていただきたいなと思います。

今、岩出市の例を申し上げましたけども、男女共同参画推進委員というのを委託されて、この委員が中心になって情報を市民向けに発信していらっしゃるということでございますので、橋本市もぜひ他市町村の状況を十分に研究していただいて、これから積極的に推進していただきたいと思っております。

あとちょっと細かい部分に入りますので、2番目、3番目の問題ですが、推進してい

なあかんということはわかっているんやでというお答えやと思われましたので、2番目の女性の公務員の登用状況ですけども、審議会の委員会すべてにおいては27.9%、女性登用率。一般行政職では20.6%。それから、課長級以上の女性管理職は、橋本市では10%。目標が40%ですよ。この会場を見ていただいても、行政側にお座りいただいている中で女性は副市長だけ、お一人だけでございます。部長クラスにはまだいらっしゃらないようでございますね。課長級はいらっしゃるというふうにお聞きしましたけども、まだまだ遅れている状況であると思うんですね。

具体的に行政側の中で、こういう研修会を行っているとか、女性が管理職になるということに対しての何か具体的な取り組みというのはなされているんですか。それだけちょっとお教えてください。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）40%の目標でございますけれども、私理解しているところは、審議会委員会の登用についてというように思われます。

それで、職員につきましては、これは特に女性だから男性だからということで採用のときに何かつけているわけではございません。男子で何人、女子で何人というような採用はしてございませんけれども、最近の採用数は女性の比率がかなり多くなってございます。

ということで、この辺の職員の女性比率でございますけれども、依然ほ部長級の職員もいてました。退職されて課長級になったわけでございますけれども、その下を見ましたら課長補佐級ということで26%ということで、34人います。これも近々管理職になっていられるんじゃないかなということで考えてございますし、そういうことで管理職になる予備軍がかなりいてるということと、係長以下

の人はちょっと少ないんですけども、年々下のほうは女性の層も増えているということをご理解願いたいと思います。

それで、職員採用につきましては特にそういうことはしておりませんので、あとはもう研修なんかにつきましても、男子女子と差別なしに管理職研修なんかも行っていただいている、管理職になるための研修なんかも行っていただいているような状況でございます。

○議長（中上良隆君）14番 土井君。

○14番（土井裕美子君）ありがとうございます。

女性には出産という大変大きな一大事業がございますので、今若い方が課長級とかになっていらっしゃるって、部長になるために出産というのを契機に仕事をやめないといけないというような状況にならないように、やっぱり行政の中でもバックアップというか、していただくような制度をこれからやっぱりどんどんやっていっていただきたいと思います。

今、一般大企業のほうでは、パパークウォーター制ですとか、男性に育児休暇をどんどんとれるように奨励していくようなところもございまして、本来は行政側がリーダーシップをとってやっていかなあかんのですけども、もう一般企業のほうに追い越されて、一般企業のほうがどんどん女性の労働力の大切さに目を向けられて、逆転して一般企業のほうが先行している状況でございますので、それに学んでいただいというか、そういういいところをどんどん活用していただいて、女性が働きやすい職場づくりというのにも努めていただきたいと思いますので、まだま中小企業には浸透しておりませんので、行政側がリーダーシップをとって今度は中小企業のほうの手本となれるような形で進めていっていただきたいと思います。

3番目の男女共生推進センターの開設につ

いてに入らせていただきます。

きのう同僚議員のほうでもDVも含めた女性相談窓口の一本化ということで質問をしていただきましたけれども、これは大変必要なことだと思うんですね。DVはあまり先ほどおっしゃったように、橋本市では相談は1件やでというふうにおっしゃいましたけれども、平成15年の内閣府の調査では、ちょっと古いんですけど、15年なので。女性が暴力を受けた被害者、結婚している配偶者もしくは結婚前のデートDVというものですけれども、被害を受けた方は、約5人に1人いらっしゃるというような統計が出ているんですよ。

お隣の河内長野で、市民向けの意識調査をされたときに、これも平成15年なんですけど、18人に1人が暴力を受けた経験があるというような資料が出ているわけです。相談件数は1件であるけれども、その中に潜在的に進んでいる数が多いであろうというふうに教育長、言っていたんですけども、絶対多いと思うんです。

でも、なかなかこれは相談できないんですね。自分が暴力を受けていることによってしんどくなって、また子どもに虐待をするであるとか、同じ夫には、夫だけとは限らないと思うんですけども、男性、夫が女性に妻に暴力を与えるのと同時に子どもにも虐待をしているというケースもございますので、窓口をどうにかしてこれ一本化して、橋本市の相談窓口をつくっていただきたいと願っております。

今度、保健福祉センターが開設される、今、基本計画をずっと検討されておる中で、この男女共生推進行動計画の中にも、31ページに保健福祉センターの開設というふうに施策を挙げていらっしゃるんですが、その保健福祉センターの中には男女共同参画のセンター等の設置という計画はないんですかね。ちょっ

とその辺をお聞きしたいんですが。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）保健福祉センターの機能の中に、男女共同参画ということではなしに、男女共同参画社会をつくるための子育て支援の関係とか、その母子健康センターとかいう機能を入れておまして、保健福祉センターの中に男女共同参画社会の事務所なりそういうものを、構築の事務所なりその機能を持っていくということとはございません。ですから、そういう担当するというんですかね。を入れるという計画は今のところございません。

○議長（中上良隆君）14番 土井君。

○14番（土井裕美子君）男女参画社会の窓口というか、事務所というか、そんなのじゃなくて、女性相談窓口というのはいかがですか。女性相談窓口、今まで何人もきのうもきょうも相談窓口を一本化したほうがいいんじゃないかというご意見がたくさん出ておりましたよね。そういう相談窓口を、女性の相談窓口として1本化するというお考えはないんですか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）今のところ内部のほうで検討していますのは、子育ての関係、健康課の関係で今のところ一応内部のほうで検討しております。

今、言われたことにつきましては、一応検討させていただきまして、できるだけ市民の方にわかりやすいような形で今後取り組んでいきたいなと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

○議長（中上良隆君）14番 土井君。

○14番（土井裕美子君）検討していただけるということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

ここにお座りの方々は、それこそ行政のトップの方々ばかりでございます。私と同じ同

僚議員の皆様方も、地域市民の方々から選ばれた代表者の方々でございますので、ぜひともきょうは私の提案の中身をよくご察しいただいて、おうちに帰られまして男女共同参画社会の意識を持って、ご家庭でも意識づけをしていただけたらと思いますので、皆さま方をお願いということで、第1番目の質問を終わります。

2番目でございます。ちょっと時間がないのであれなんです、モンスターペアレントなんです、これはマスコミがつくり出した造語ですよ。和製英語と言われているんですけども、これ私、最初この質問をするときにモンスターペアレントと書くことをすごく躊躇したんですよ。モンスターというのは、英語でいうと化け物というような形になるわけございまして、それと親をくっつけて言うと、こういうふうな結びつけるのは何かふさわしいことではないなと思ってたんですけども、なかなか適当な言葉が見つからず、モンスターペアレントというふうに挙げるのがテレビでもいろいろマスコミ関係で取り上げられているので一番わかりやすいかなと思って仕方なく質問書の中に書かせていただいたんですけども、どの親も子どものことを大切に思っていないという親はございませんよね。ですから、マスコミの言葉だけがひとり歩きをしておもしろおかしく取り上げられて、その親の裏側にある内側にあると申しますか、しんどさ、問題を見ずに、表面的な、こういうふうに出てきたと、ただその事象だけをおもしろおかしく取り上げられているような気がいたします。

先生はもう本当に大変しんどい状況になると思うんですが、私も何年か前までは教師をしておりましたので、実情というのは、変わっていますけれども、現在とは。よく理解をしておるつもりでございますけれども、ちょ

つとご紹介しておきたいのは、こういう『悲鳴をあげる学校』というような本があるんですよ。大阪大学の大学院の教授で小野田正利先生。この方はずっと学校の問題に取り組んでいらっしやいまして、モンスターペアレントと言うのはやめましょうと。親はモンスターでありませんと。大阪弁で言うならば、モンスターペアレントが言ってくる無理難題要求というのは、いちゃもんなんやと。いちゃもんつけたとよう大阪弁で言いますよね。いちゃもんというふうにとらえられていらっしやいます。

確かに、ああそのとおりのやなと思つてこの本を拝見していたんですけれども、今の先生たちは、この本の中で、今の先生の間では、飲む打つ買うがはやっています。えっと思いましたがよ。飲む打つ買うとは何やろう。何を飲むの、何をかうんや、何を打つんやということでございますけれども、この前教育委員会が主催された子ども祭りの中でも、和歌山大学の堀内先生がこの話題について取り上げられておりましたけれども、飲むというのは、酒を飲まなければやってられないほどのきつい状況であると。教師がですよ。打つというのは、ギャンブルをするというのではないんですね。うつ病のうつ。精神的に追い込まれていると。かうというものは、何か変な物を買うんじゃないんですよ。本をかうんでもないんですね。専門書を買うんでもないんです。宝くじを買つて、1等の3億円が当たつたら、学校やめたるねんと。そういう状況なんやでというふうに先生おっしゃっているわけです。

ああ、そうか、そこまで先生はしんどいなやな。現場の声でございます。私たちは現場を見ておりませんけれども、現場の声はそういう状況である。危機的な状況ですよ。

そんな中で、子どもたちに接する時間が短

くなれば短くなるほど、いちゃもん、親からの無理難題要求が増えているというような状況でございます。

ですから、まだ幸いにも橋本市の場合は、そこまでは至っていないということでございましたけれども、大都市なんかでは、大阪市ではこういう苦情要望の対応の手引きをつくつてございます。初期対応が重要視されておりますので、まだ大丈夫やでとおっしゃつておりましたけれども、やっぱりマニュアル化をせいとは言わないんですけども、先生方にそういう場合が起こつたときにはこういう対応をなささいよと。校長に任せておくんじゃないやなくて、やっぱり教育委員会が主導権をとつて、対応の方法について講習会なりをしていただくというようなお考えはございませんか。

○議長(中上良隆君) 教育長、あと1分です。

○教育長(森本國昭君) 対応、マニュアルということでございますけれども、教師としてやはりいろいろなケースがございますので、その対応以外をするとマニュアルするよりもやはりプロの教師として子どもを中心に据えてこういうするというのは当然わかつておらんと、教師として意味がないのではないかとそういうふうに思います。

以上です。

○議長(中上良隆君) 14番 土井君。

○14番(土井裕美子君) 31秒でございますね。あと。

教育委員会のほうは、大変よくいろいろな取り組み、親育ち、親育てと言ふことも含めて考えていただいておりますし、今、家庭教育支援のほうでも、大変文科相のほうから見学に来られたりして、頑張つていらっしやるといふことですので、またこれからも一層努力していただいて、橋本市の子どもたちの未来のために今後ともよろしく願ひしたいと思ひます。

○議長（中上良隆君）これをもって14番 土井君の一般質問は終わりました。